

2023年6月改訂(第2版)

貯法/気密容器、室温保存

承認指令書番号	元動物第952号
販売開始	1988年 10月

動物用医薬品 使用基準

クリアキル®-100

殺菌消毒剤(家畜伝染病予防法指定消毒薬含有製剤)

塩化ジデシルジメチルアンモニウム10%(W/V)含有液剤

【成分及び量】

本品100mL中

有効成分	含量
塩化ジデシルジメチルアンモニウム(80W/V%)液 (塩化ジデシルジメチルアンモニウムとして)	12.5 g (10.0 g)

【効能又は効果】

I 畜産領域

1. 畜・鶏舎の消毒
2. 排乳器具・心臓器具の消毒
3. 畜・鶏体の消毒
4. 乳房・乳頭の消毒
5. 種卵・卵殻の消毒
6. 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒
7. 発泡ノズルを用いた畜・鶏舎の発泡消毒

【用法及び用量】

I 畜産領域

1. 畜・鶏舎

有効成分として0.005~0.02%となるよう水又は湯湯で希釈した液(500~2000倍希釈液)、若しくは希釈した液に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを0.05~0.1%濃度となるよう添加・溶解した液を床面又は壁に適量散布するか又は適宜噴霧するか又はそれらの液で洗浄若しくは清拭する。

2. 効果が認められるウイルス類を対象とした畜・鶏舎の消毒

有効成分として0.005~0.02%となるよう水又は湯湯で希釈した液(500~2000倍希釈液)に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを0.05~0.1%濃度となるよう添加・溶解した液を床面又は壁に適量散布するか又は適宜噴霧するか又はそれらの液で洗浄若しくは清拭する。

3. 排乳器具・卵心臓器具

有効成分として0.005~0.02%となる水溶液(500~2000倍希釈液)を適量散布するか又は同濃度の水溶液で洗浄若しくは清拭する。

4. 畜・鶏体

有効成分として0.005~0.02%となる水溶液(500~2000倍希釈液)を畜・鶏体に直接噴霧する。畜体表面の真菌の消毒には有効成分として0.05~0.1%となる湯湯液(100~200倍希釈液)を床面又は壁に直接噴霧する。

5. 乳房・乳頭

有効成分として0.005~0.01%となる水溶液(1000~2000倍希釈液)で清拭又は洗浄する。

6. 種卵・卵殻

有効成分として0.005~0.02%となる水溶液(500~2000倍希釈液)を噴霧するか又是有効成分として0.02~0.04%となる水溶液(250~500倍希釈液)で清拭する。

7. 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒

有効成分として0.00125~0.00167%(6000~8000倍希釈液)となるように鶏の飲水に希釈して用いる。

8. 発泡ノズルを用いた畜・鶏舎の発泡消毒

有効成分として0.1~0.2%となる水溶液(50~100倍希釈液)を、発泡ノズルを用いて均一に散布する。

II 家畜診療領域

1. 器具・器械

有効成分として0.01~0.02%となる水溶液(500~1000倍希釈液)で30分間以上浸漬するか又は有効成分として0.02~0.1%となる水溶液(100~500倍希釈液)で清拭する。

2. 外傷部位

有効成分として0.005~0.025%となる水溶液(400~2000倍希釈液)で適宜湿布、清拭又は洗浄する。

3. 手術部位

有効成分として0.005~0.025%となる水溶液(400~2000倍希釈液)で適宜清拭又は洗浄する。

<休業期間>

本剤を畜・鶏体の直接噴霧に使用する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛、馬、豚、鶏・山羊: 5日間 鶏: 3日間

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤を畜・鶏体に直接噴霧する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛、馬、豚、鶏・山羊: 5日間 鶏: 3日間

・本剤を鶏の飲水の消毒に使用する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意: 本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の規定に基づき上記(鶏の飲水添加)の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(鶏)にについて上記(鶏の飲水添加)の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

鶏: 食用に供するためにと殺す前5日間

(使用者に対する注意)

- ・散布又は噴霧箇所には、マスク、マガネ、ゴム手袋等の保護具を使用して、薬液を吸い込んだり直接触れないように注意すること。
- ・原液及び希釈液が皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、小児の玩具等に直接からないように注意すること。特に発泡消毒で用いる希釈液は、他の用法で用いる希釈液よりも濃度が高いので、十分注意すること。
- ・水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを添加・溶解するときには、ゴム手袋をはめて、水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムで直接手が触れないようにすること。万一、眼に入った場合は、直ちに多量の水で洗ったち医師の処置を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・本剤は伝染病発生時の飲水消毒以外、経口投与しないこと。
- ・撲乳直前の乳房・乳頭の消毒を避けること。
- ・手術部位等の消毒箇所を密封包帯するとかぶれがあるので、通気性を十分考慮すること。
- (取扱い及び廃棄のための注意)
 - ・発泡消毒を行う場合、被消毒面が均一に泡で覆われるよう散布し、泡の保持時間が床等の水平面で10分程度、壁等垂直面で1~2分程度以上となるように被消毒面に付着させること。
 - ・期限を過ぎたものは使用しないこと。
 - ・有機物質等(糞、尿等の汚物、血液、血清、牛乳等)は、本剤の消毒効果を弱めさせるので、水で十分に清拭又は洗浄して有機物質等を除去してから使用すること。
 - ・希釈液は使用の都度調製すること。又、希釈液に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを添加・溶解する場合は、時間の経過とともに大気中の炭酸ガスを吸収してアルカリ性が頭まるでの、速やかに使いすること。
 - ・希釈液を調製する場合には、次のことに注意すること。
 - ①原液は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。
 - ②鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させがあるので、プラスチック製又はステンレス製の容器等で調製すること。
 - ③調製に使用的な容器は、必ず十分に水洗しておくこと。
 - ・他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。
 - ・撲乳器具は、消毒後、水で十分に洗浄し、牛乳中に薬剤が混入しないようにすること。
 - ・大量的薬液は活性汚泥法による汚水処理施設等に流入しないよう注意すること。
 - ・薬液が魚類の生態に影響する可能性がある場合には直接流入しないよう注意すること。
 - ・小児の手の届かないところに保管すること。
 - ・誤用を避ける、品質を保持するため、他の容器に入れ替えないこと。
 - ・開封後は密栓して保管すること。
 - ・使い残しや容器は危険のない所で安全に処理すること。
 - ・使用済みの容器等は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
 - ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
 - 2. 使用に際して氣を付けること
 - (使用者に対する注意)
 - ・原液及び希釈液を誤飲しないように注意すること。万一、誤飲した場合は大量の牛乳もしくは水を飲ませ、この薬を飲んだと現物を示すか、ラベルの表示を写しつけて、速やかに医師の処置を受けること。
 - ・皮膚に付着した場合には、水でよく洗うこと。万一、眼に入った場合は多量の水で洗ったち、速やかに医師の処置を受けること。
 - ・アレルギー体质者等で、発赤、搔痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒102-0073

東京都千代田区九段北一丁目11番5号

TEL:03-3264-7559

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

製造販売業者



東京都千代田区九段南1-6-5

⑥登録商標

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによる疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の作用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとときは、上記「製品情報お問い合わせ先」に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

製造番号:

使用期限: